

## 「福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について」に係る事前意見と対応

No.	資料番号、ページ	意見等	事務局回答	委員名	担当課室
1	2 P 1 改正の趣旨	条例施行から4ヵ月ほどで、新たな規定を加えるに至った経緯を教えてください。(土壌汚染をめぐり、何らかの動きがあったのでしょうか?)	<p>今回の条例の一部改正は土壌汚染に関する特定の事案を受けたものではありません。</p> <p>現行条例では、県内に大量の土砂が持ち込まれる事案が発生していたことを受け、同様の事案を抑止し、土砂等の崩落等の災害防止を早期に図ることが急務であったことから、土砂の埋立て等の行為を規制することを優先させました。</p> <p>今回の一部改正は、使用される土砂等について汚染の有無を搬入前に確認する必要があることから、行おうとするものです。</p>	角田委員	水・大気環境課